

運行管理者資格者証交付申請支援サービスのご案内

運行管理者試験に合格された方は、合格発表の日から3ヶ月以内に、所定の書類をそろえて運輸支局等に資格者証の交付申請手続きを行う必要があります。

※3ヶ月以内に申請を行わないと合格は無効になりますのでご注意ください。

当センターでは、運行管理者資格者証の交付申請手続きについて、皆様に代わって行う支援サービスを以下の要領により実施しております。業務ご多忙などで手続きが負担に感じられている方は、是非、このサービスをご利用下さい。

支援サービスのメリット

- 申込手続きは、支援サービス申込書と申請書等の必要書類を試験結果通知書に同封されている専用の封筒に入れて切手を貼らずに郵便ポストに投函だけです。
- 運輸支局や郵便局の窓口へ平日に出向く必要がありません。

《支援サービスの利用手続き》

※ ご利用の手順は、次頁を参照してください。

必要書類

次の書類を試験結果通知書に同封されている専用封筒(切手不要)に入れて、投函して下さい。

1. 「支援サービス申込書」……試験結果通知書に同封
2. 「運行管理者資格者証交付申請書」……試験結果通知書に同封(収入印紙(270円)の貼付は不要です。)
3. 「証明書貼付用紙」……試験結果通知書に同封(試験結果通知書の原本と、自動車運転免許証のコピー又は住民票(マイナンバーの記載の無いもの。コピーは不可)を貼付)

手数料

このサービスの手数料は、**2,800円(消費税込)**です。
(この手数料には、**国に納付する印紙代270円が含まれています。**)

資格者証の送付

資格者証は、申込を受けてから1ヶ月～1ヶ月半程度でレターパック等にて送付先住所へ発送します。

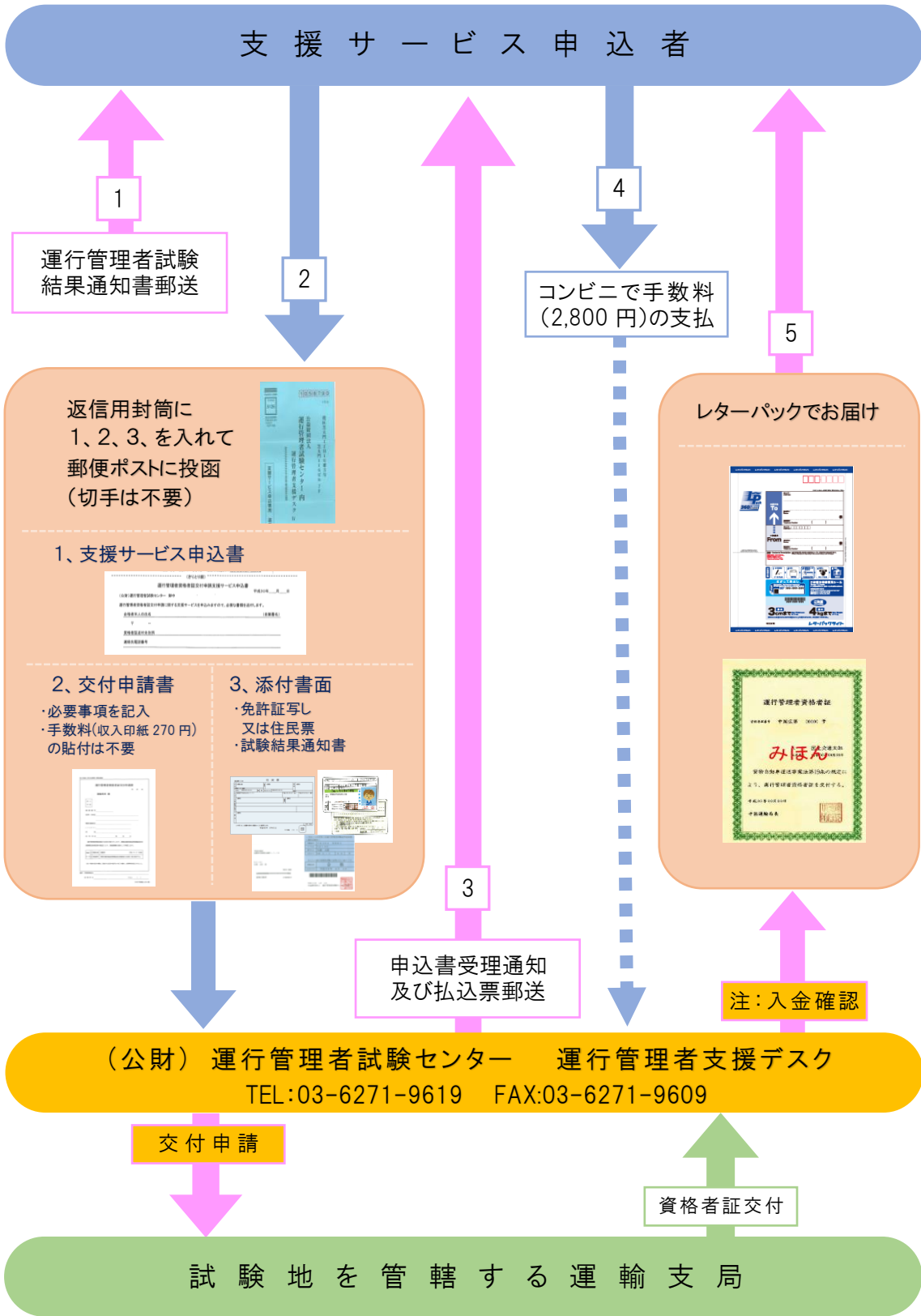
手数料の納付方法

申請書類受理通知の際に「**コンビニ払込票**」を同封しますので、**上記手数料を払込期限までにコンビニでお支払い下さい。**

申込期限

申込期限は、11月29日(金)までです。

支援サービス利用手順



注：振込期限までにお支払いがない場合は、資格者証を受取人払(代金引換)で郵送することになります。その際、支援サービス手数料の他に代金引換料(265円)をお支払いいただきます。